

くらしと人権を守る弁護士

ひまわりはあなたの ために咲いてます



日本弁護士連合会

もくじ



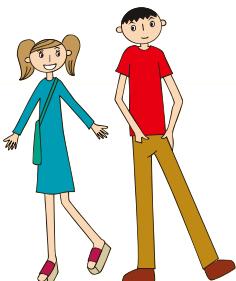
弁護士ってどんな仕事を
する人なんだろう？

1



弁護士になるには？

5



裁判所はどんなところですか？

7



弁護士は毎日どのような生活を
しているんですか？

9



困ったとき、
どうしたらしいいの？

11



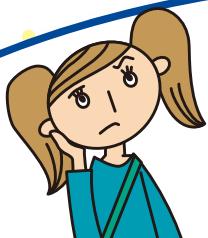
全国の弁護士会所在地・電話番号

13

資料

民事裁判の主な流れ	2	弁護士の数	6
刑事裁判の主な流れ	3	実際に裁判を見てみよう	7
ミニ解説 弁護士のバッジ	4	○月×日のスケジュール	10
法曹への道	5	弁護士の歴史	10
司法試験合格者の数	6		

弁護士ってどんな仕事をする人なんだろう？



テレビのドラマでしか
知らないな……

弁護士ってどんな仕事をする人か、知っていますか。みなさんは、映画やテレビのドラマなどに弁護士役の人が登場するのを見たことがあると思います。罪を犯した人を弁護したり、犯人に間違えられた人を助けるというよ

うなお話が多いですね。もちろん、そういう刑事事件の裁判も重要な仕事の一つですが、実際には、弁護士は、法律の専門家として社会の中で起きるさまざまな問題を法律にもとづいて、正しい解決に導くためのお手伝いをしています。

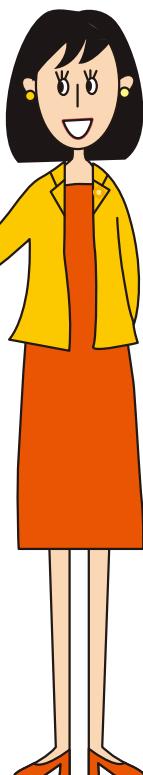
みんなが安心して暮らせるような社会に
すること、それが弁護士の使命です

お金の貸し借りや交通事故など他人とのトラブル（もめごと）を解決したり、罪を犯した人に刑罰を科したりするには、すべて法律にもとづいて行うことになっています。法律は、私たちの自由や財産などの権利を保障し、ときには権利と権利のぶつかり合いを調整する非常に大切な役割を果たすものです。

弁護士とは、この重要で複雑な法律をしっかり学び、また、法律を正しく使うことを身につけた法律の専門家です。弁護士になるためには、法律のことを専門に勉強する法科大学院を修了し、国家試験である司法試験に合格し、その後に司法

研修所というところで行われる研修を終了しなければなりません（詳しくは5ページをご覧ください）。

弁護士は、弁護士法という法律で「ようこ基本的人権を擁護し、社会正義を実現すること」を使命と定められています。この使命にもとづいて、弁護士は、法律の専門家として私たちの自由、財産、健康などの権利を守るとともに、不正が行われることのないように社会を見守り、安心して暮らせる社会とするための仕事に取り組んでいるのです。





法律問題の解決—— 弁護士の大切な仕事です

弁 護士の仕事は、裁判に関係するものが多いのですが、社会生活の中で発生するほとんどのトラブルやもめごとの解決のために活動しています。

まず、弁護士は、「法律相談」といいますが、トラブルやもめごとを抱えた人から話をよく聞き、問題解決のためのアドバイスをします。こうした法律相談は、おもに弁護士の事務所（法律事務所）で行っていますが、各地にある弁護士会、日本司法支援センター（法テラス）、市区町村役場・区役所でも行っています。

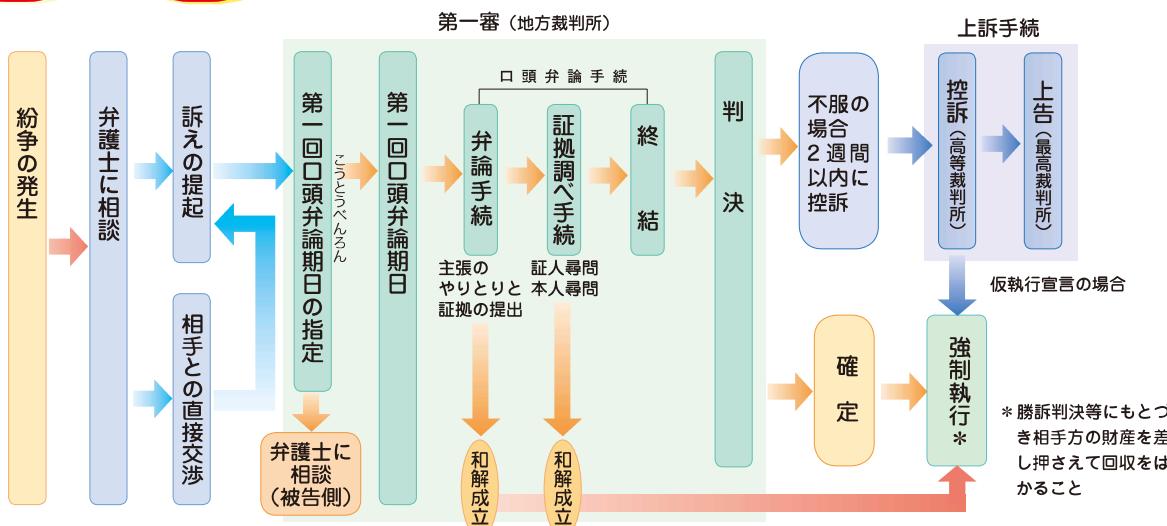
法律相談によるアドバイスだけでは問題が解決しそうにないときは、裁判で決着をつけることまでを見込んで、その事件の処理を弁護士に頼むことになります。

ト ラブルは、その内容によって大きく民事事件と刑事事件とに分けることができます。

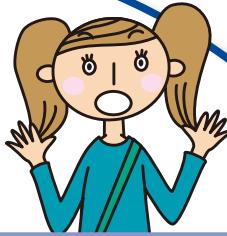
民事事件は、たとえば、お金を貸したのに返してくれない、物を壊された、欠陥住宅を買ってしまった、遺産の相続をめぐって争いになってしまったなど、私たちの普段の生活の中で起こる争いごとです。弁護士は、こうした事件の一方の代理人となり、困っている人の手助けをします。

刑事事件は、罪を犯した疑いのある人（被疑者）や罪を犯したとして裁判所へ起訴された人（被告人）の捜査、裁判に関するものをいいます。この場合、弁護士は、「弁護人」として被疑者や被告人を弁護します。

民事裁判の主な流れ



どうして弁護士は悪いことをした人の弁護をするのですか？



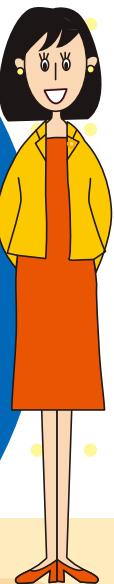
どうして悪いことをした人、罪を犯した人の弁護をするのですか。よくこういう質問があります。

まず、本当に罪となるようなことをしたのかどうか、本人の言い分を聞く必要があります。もし、何もやっていないということであれば、いろいろな証拠を集めて本人の無実を明らかにしなければなりませんが、そのためには弁護士の活動が不可欠です。また、罪を犯してしまった場合でも、本人の事情や反省していることなどを裁判官に伝えたり、きちんとした裁判が行われ、正しい刑罰となるようにチェックしたりする必要があります。

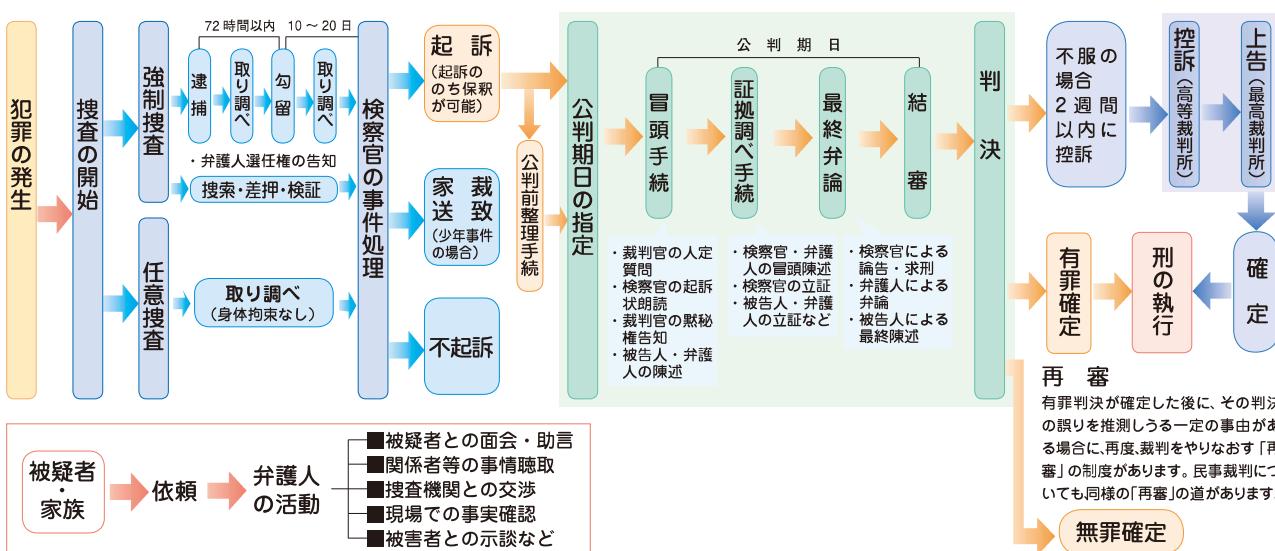
被 疑者や被告人には、公正な裁判を受ける権利、弁護士を頼む権利があります。弁護士には、被疑者や被告人の権利を守るために最善を尽くすことが求められているのです。

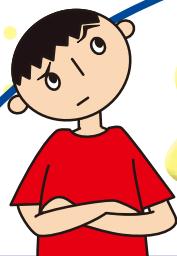
弁 護士は、これらのほかにも、家庭内の紛争を扱う家事事件、少年の非行問題を扱う少年事件、国や自治体などを相手とする行政事件なども手がけています。

このように弁護士は、社会のもめごと、トラブルの解決のために、裁判になる、ならないにかかわらず、いろいろな場面で仕事をしています。そのほか、多くの弁護士が、弁護士の使命にもとづいて、さまざまな活動（たとえば、自然災害の被災者の支援を行う、犯罪被害者を支援する、公害や薬害から健康を守るなど）に積極的に取り組んでいます。



刑事裁判の主な流れ





弁護士と、裁判官や検察官の仕事はどうちがうの？

法科大学院を修了して司法試験に合格し、その後の司法修習を終えなければならない点は、裁判官も検察官も弁護士と同じですが、仕事の内容が違います。

裁判官は、裁判になった事件について、双方の言い分を聞いて判決を言い渡したり、話し合いによる解決をすすめたりするなど、法律のトラブルを最終的に解決するための重要な役割を果たしています。

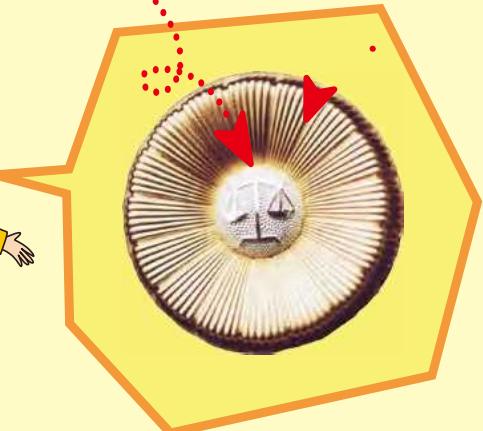
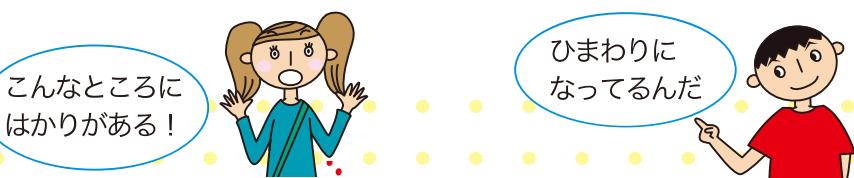
検察官は罪を犯した疑いのある人を裁判にかけるという仕事をしています。

事件が発生すると、警察官が捜査をし、検察官は、罪を犯した疑いのある人を取り調べ、裁判にかける（起訴といいます）かどうか決定をするのです。検察官はこのような仕事の中では弁護人と激しく対立することもあります。

のように裁判官と検察官の仕事は裁判と密接に関係しています。弁護士も裁判に関係した仕事はありますが、これに限らず、「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」ために広い分野で仕事をしています。

[ミニ解説] 弁護士のバッジ

弁護士が胸につけてい るバッジがあります。このバッジは、外側にひまわり、中央にはかりがデザインされています。ひまわりは正義と自由を、はかりは公正と平等を追い求めることを表しています。



《拡大図》

弁護士になるには？



どうしたら
弁護士になれるの？

みなさん、弁護士のお仕事が分かってきましたか？それでは、弁護士になりたい人はどうしたらなれるのでしょうか？

① 法科大学院に入学して、 3年または2年勉強する

法科大学院に入学するには適性試験を経て法科大学院の入学試験に合格する必要があります。法科大学院では、法律の理論や実務を勉強します。法科大学院を修了していない人は予備試験に合格することで司法試験を受験することができます。

② 司法試験に合格する

司法試験には、いくつかの選択肢の中から回答を選ぶ短答式の試験と、出された問題に文章で答える論文式の試験があります。

③ 司法研修所で学ぶ

1年間、司法研修所というところで裁判官や検察官や弁護士の指導を受けながら、法律家として仕事につくために必要な知識と技法を学びます。そしてこの司法研修所を卒業するための試験に合格すると法曹（弁護士、裁判官、検察官）になる資格が与えられます。



法曹への道

適性試験



大学院ごとの個別入試

法学未修者
コース

小論文+面接など
法律知識は問われない

法学既修者
コース

法律科目試験+小論文+面接など
(合格後に試験をし、コースを
振り分ける法科大学院もあり)

合 格

法科大学院

法学既修者コース 2年間

法学未修者コース 3年間

司 法 試 験

合 格

司法研修所

司法修習 1年間

司法修習生考試

合 格

法曹資格取得



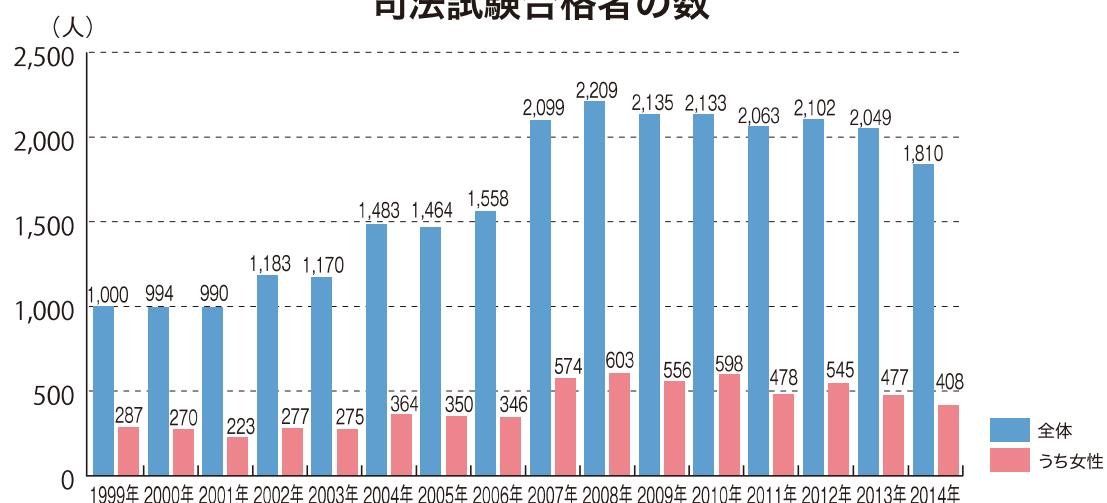
私たちちは日弁連への登録を終えて
はじめて弁護士となります

司 法修習を終了すると、弁護士となる資格が得られますが、弁護士として仕事をするためには、日本弁護士連合会（日弁連）に弁護士として登録をするとともに、全国各地にある弁護士会のいずれかに入会することが必要です。

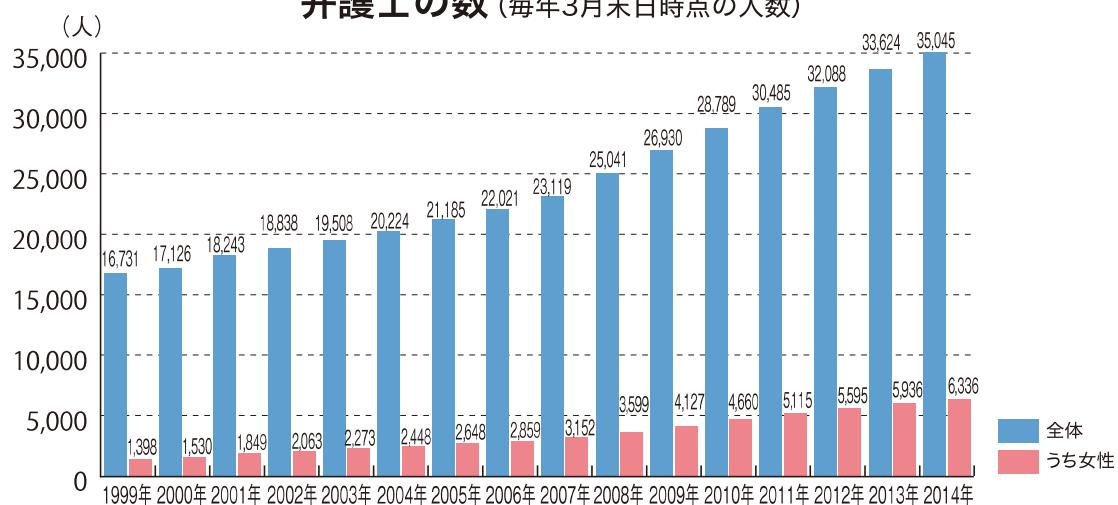
日 弁連は、全国の弁護士と52の弁護士会によって構成される団体で、弁護士の指導・監督に関する仕事、さまざまな

人々の人権を守るために活動、よりよい法律を作ることや行政をよくしていくための活動などをしています。各地にある弁護士会では、日弁連と同様の活動のほか、法律相談や当番弁護士制度（当番弁護士制度については、12ページをご覧ください）の実施など地域に根ざした活動に取り組んでいます。

司法試験合格者の数



弁護士の数 (毎年3月末日時点の人数)



裁判所はどんなところですか？



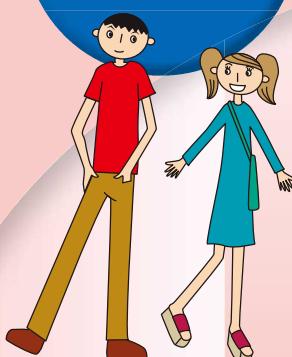
裁判所には大きく分けて
5つの種類があるんです

裁

判所には、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所の5つの種類があります。地方裁判所は、一般的の民事事件や刑事案件を扱います。家庭裁判所は、家庭内のもめごとに関する家事事件と少年事件を扱い、簡易裁判所

は、140万円以下の金額を争う民事事件、罰金ですむような刑事案件を扱います。これらの裁判に不服があるときは、高等裁判所などに申立てをし、またその判断が憲法に反しているなどの場合には最高裁判所の判断をあおぐことになります。

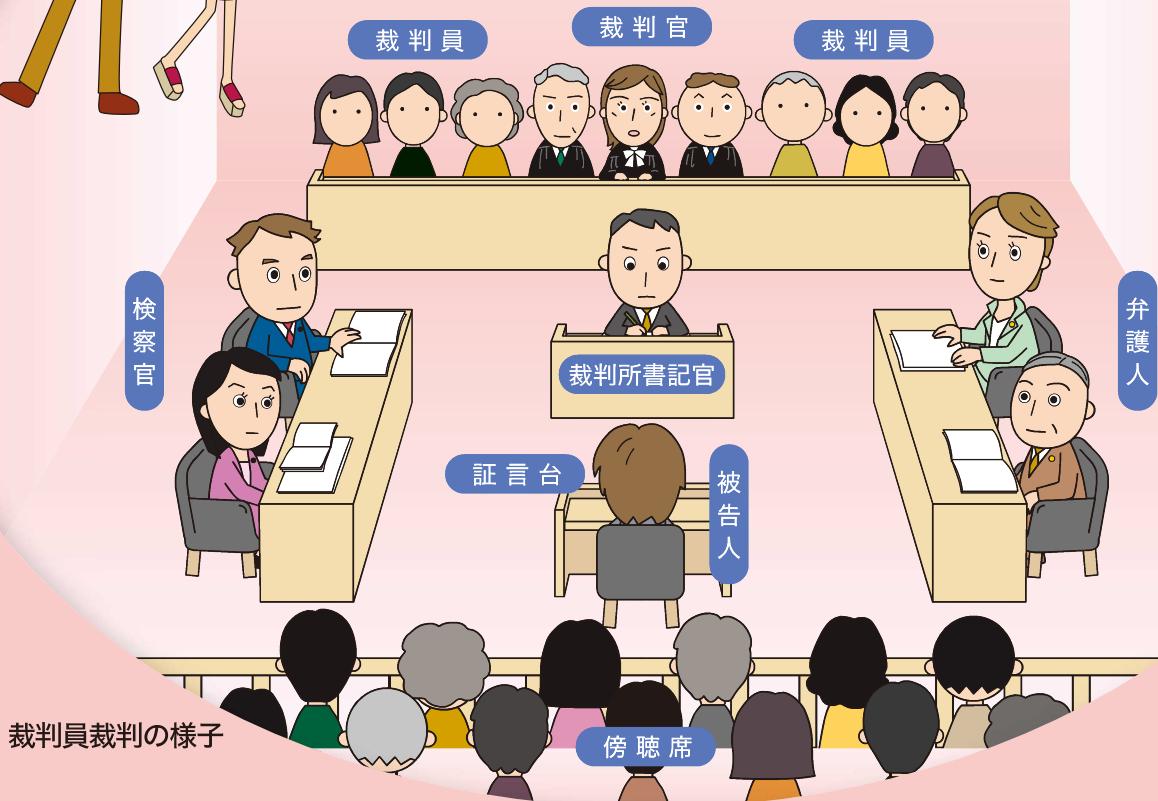
実際に裁判を見てみよう



裁

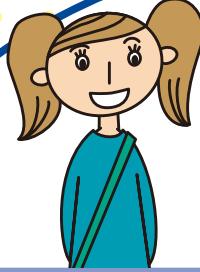
判所に行ったことがある人は少ないと思います。裁判所で行われる裁判は、原則としてだれでも見ること（傍聴）ができます。また、各地の裁判所では、裁判所内の見学なども行っていますので、機会があればぜひ実際の裁

判を見学してみてください。特に、テレビドラマなどの裁判シーンは、刑事裁判が多く、みなさんもじみがあると思いますので、刑事案件の法廷を見てみるのはおすすめです（刑事裁判の流れは3ページをご覧ください）。



裁判員裁判の様子

傍聴席



裁判にはどのくらいの時間と費用かかるの？

裁判にかかる時間は、事件の内容によって異なってきますが、最高裁判所のまとめた資料によると、平均して第1審の民事裁判の審理ではおよそ7.8か月くらい、刑事事件では3.0か月ほどです。きちんとした解決をめざすためには、ある程度の時間が必要なのはやむをえませんが、より早い解決をめざして努力と工夫が続けられています。

裁判をするには、裁判所に納めるお金がかかります。この費用はふつうの裁判であればそれほど高額ではありません。そして、弁護士に頼む場合にはこの他に弁護士に支払う費用（弁護士報酬）がかかります。事件や弁護士ごとに違いますが、1つの目安として、日弁連が弁護士に対し

て行ったアンケートの結果があります。

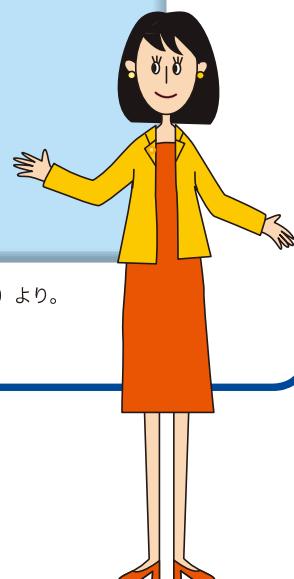
下記は、ごく一般的な事件になりますが、参考にしてみてください。

裁判をすると、自分の言い分を裁判所に伝えるために文書を作ったり、相手の言い分に反論したり、証拠を集めたりと多くの難しい作業が必要になります。言い分を上手に伝えることができないと裁判に負けてしまうことにもなりかねません。

弁護士に頼むと、あなたに代わってあなたの言い分を適切に裁判所に伝えたり、あなたの立場に立ってアドバイスをしてくれたりします。裁判のプロである弁護士は、あなたの権利を守り、実現するために仕事をするのです。

300万円を貸したのに返してくれない、と依頼されて裁判になった事件で、全額取り戻すことができた場合の費用はいくらですか？

着手金（依頼した時に支払う）	{	20万円 (43.9%)
		15万円 (26.2%)
報酬金（解決した時に支払う）	{	30万円 (50.2%)
		20万円 (18.9%)



弁護士に対するアンケート（2008年実施。調査対象人数4041人。回答総計1026人）より。
()内は回答した弁護士の割合。

弁護士は毎日どのような生活をしているんですか？

おしえて、おしえて

土曜・日曜は
お休みですか？



弁 護士は、自分の仕事が忙しいときには、土曜でも日曜でも出かけていくことがありますし、裁判も何もないようなときには平日でもお休みすることもあります。でも、ほとんどの弁護士は、とても忙しい毎日をおくっているといってよいでしょう。

収入はどのくらい？



弁 護士には、大きくわけて自分で法律事務所を経営している人と先輩の弁護士に雇われて給料を支払ってもらう人の二つのタイプがありますが、収入は、人によってさまざまです。

次のページで
私たちの
1日を
紹介します

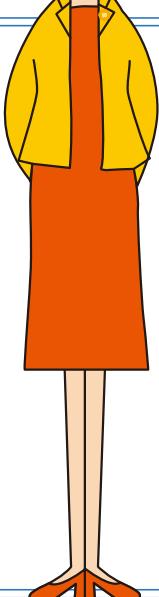


弁護士はどこで働いているの？

弁 護士が仕事をする場所は、主に自分の法律事務所です。そこでいろいろな書類を作ったり、相談を受けたりします。多くの場合、ビルなどの一室を借りて、事務所にしています。法律事務所では、弁護士のほかに、弁

護士の仕事を補助する職員が働いています。

そのほかにも、国の機関や県庁、市役所などの地方公共団体、国連などの国際機関や、一般の企業で活躍している弁護士も増えています。



○月×日のスケジュール

10	午前10時 △△裁判所で民事事件の裁判に出る
11	午前11時 当番弁護士として□□警察で 被疑者と接見(面会)する
12	正午 自分の法律事務所で新しい 依頼者と打ち合わせをする 昼食
1	午後1時30分 ○△家庭裁判所での 遺産相続の調停に出る
2	父親の遺産をめぐり、子どもの間で争いになってしまい、そのうちの一人の代理人として他の人の話を聞くとともに、こちらの言い分を説明する。
3	午後4時 日本司法支援センターにて引き受けた ことになった扶助事件の書類を受け取る
4	午後6時 ○○法律事務所で消費者被害の 事件の弁護団会議に出席する
5	夕食
6	午後8時 自分の法律事務所に戻り、 裁判の書類を作成する
7	午後9時 法律事務所を出て、帰宅する
8	事務所では同僚の弁護士が一人 黙々と机に向かっている。
9	
10	
11	

貸したお金を返してほしいという
裁判の貸した側の代理人となっていて、
この日は次回までに相手から返済計画
を出してもらうことになり、
30分ほどで終わる。

電車の中で他人にケガをさせて
逮捕された人に会い、話を聞く。
被害者へのお詫び、家族への連絡、
働いている会社への連絡などを
引き受ける。

会社を新しく作りたいという人から
相談があり、株式会社の設立の仕方
などをアドバイスする。

医療ミスのために仕事をすることが
できなくなった人の事件で、
病院は落度を認めていないので、
裁判になりそう。

通信販売で買った美容器具が
なんの効き目もないものなのに、
それを大勢の人が買っており、
だまされたとして裁判になっている。
次の会議までに準備書面(裁判所に提出
こちらの言い分などが書いてある書類)
を作成するようにとの宿題が出る。



弁

護士の前身は「代言人」といいました。これが日本で認められたのは、明治9年に定められた「免許代理人規則」によってです。その後明治26年に弁護士法が制定され、初めて「弁護士」という名称が使われました。そして、昭和11年になって新しい弁護士法が施行されましたが、当時の弁護士は司法省(現在の法務省にあたります)の監督の下におかれ、弁護士の独立、自由は大きく制限されていました。

弁護士が、裁判官や検察官の顔色をうかがいながら仕事をしていくことはできません。ですから、弁護士は、裁判所や法務省などの監督を受けることがあつてはならないのです。

このような考え方にもとづく弁護士の制度が作られたのは第二次世界大戦のことでした。昭和24年、日本国憲法のもとで現在の弁護士法が制定され、弁護士が独立して仕事を行うことを保障するために、弁護士会と日本弁護士連合会が設立されました。そして、弁護士会と日本弁護士連合会自らが弁護士の監督を行う、「弁護士自治」が認められたのです。たとえば、弁護士として登録することを認めたり、弁護士連合会が自分の責任で行う、極めて重要な仕事になっています。

弁護士の歴史

困ったとき、どうしたらいいの？

困ったときには、まず
法律相談センターにご連絡ください



日本には全国に約35,000人の弁護士がいます（2014年4月現在）。しかし、必ずしも知り合いに弁護士がいるとは限りません。ではどのようにして弁護士を見つければよいでしょう。

各都道府県には必ず「弁護士会」があり、いつでも、どこでも、誰でも相談できるように、各地の弁護士会は法律相談センターを設置しています。法律相談センターでは、弁護士がみなさんの相談にのります。法律相談センター全国統一ナビダイヤル「ひまわりお悩み110番

110番：0570-783-110」に電話をすれば、お近くの「法律相談センター」で弁護士と相談の約束をすることができます。

そのほか、都道府県や市町村でも弁護士による無料の法律相談を行っているところがあります。日本司法支援センター（法テラス）でも、経済的に困っている人のために、無料の法律相談を行っています。

また、日弁連のホームページ上で、弁護士を取り扱分野から探せる「ひまわりサーチ」というサービスもありますので、ぜひご利用ください。



裁判の費用がないときは
どうすればいいのでしょうか

費用が払えないために裁判をすることができないということでは、憲法が保障する裁判を受ける権利がないことと同じになってしまいます。弁護士に依頼して裁判をしたいのに、裁判や弁護士の費用を払う余裕が

ない。このようなときに、公的な資金で費用を立て替えてもらうのが民事法律扶助制度です。

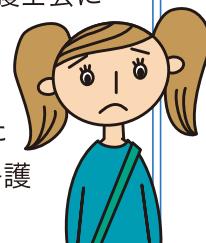
詳しくは、日本司法支援センター（法テラス）にお問い合わせください（法テラス・コールセンター電話番号：0570-078374）。

弁連が設立した日弁連交通事故相談センターでは、交通事故の被害者・加害者のために、弁護士が無料で相談にのり、場合によっては、無料で解決のための話し合いのあっせんをする仕事をしています。相談できる内容は、主に損害の賠償に関することで、たとえばケガの治療費は誰に支払ってもらうか、どちらにどのくらいの責任があるか

交通事故にあったり、
事故をおこしてしまったら？

などです。この相談所は、各地の弁護士会にあります。

また、加入している自動車保険に「弁護士特約」がついていれば、あなたや家族が交通事故にあったときの弁護士費用が補償されることがあります。





逮捕されたら どうしよう！

もしあなたの家族や友人が逮捕されたら、どうしたらいいでしょう。逮捕されてしまうと、外部の情報が入らないため、大変不安になっているはずです。そこで、大切なことは、逮捕された人が少しでも早く法律の専門家である弁護士に相談でき、正しいアドバイスを受けられるようにすることです。

日弁連は、各地の弁護士会と協力して、「当番弁護士制度」をつくりました。逮捕された人が「当番弁護士を頼みたい」といえば、警察署や裁判所などから、最寄りの弁護士会に連絡が入り、弁護士が速やかに面会（接見といいます）に来てく

れます。家族や友人などから当番弁護士を依頼する場合は、逮捕された場所の最寄りの弁護士会に連絡してください。1回目の面会は無料です。その後についても、弁護士を頼むお金がない場合は、弁護士にさまざまな活動を頼む方法があります。

当番弁護士は、警察官の立会いなしに、逮捕された人と面会し、その人の権利やこれからの手続などについて説明してくれますし、家族との連絡もとってくれます。20歳未満の少年でも自分で当番弁護士を呼ぶことができます。

僕たちでも弁護士に 相談できるの？

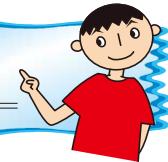


弁護士は子どもの権利を守るために活動も行っています。その一つとして、弁護士会では子どもの人権に関する相談を行っています。子どもでも、自分で電話をかけて弁護士に相談することができます。この場合は相談にお金がかからないのが普通です。両親がもめごとなり自分の意見を言いたいと

き、大人から暴力を受けたり、友達がいじめに悩んだりしているときも電話をかけて悩みを相談してみてください。弁護士は相談で聞いたことの秘密を守ります。まずは住んでいる場所の近くの弁護士会に電話してみてください（弁護士会によっては電話ではなく面談での相談となる場合もあります）。

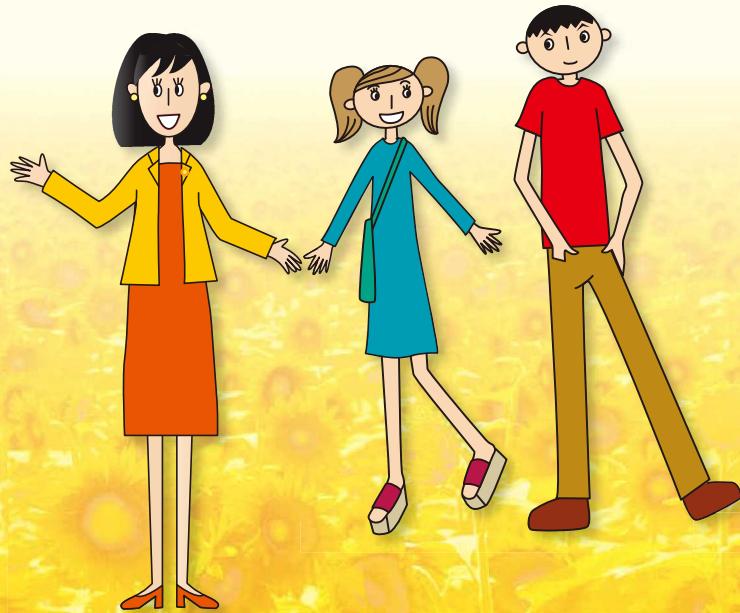


全国の弁護士会所在地・電話番号



名称	〒	住所	電話
東京弁護士会	100-0013	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館6階	03-3581-2201
第一東京弁護士会	100-0013	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館11階	03-3595-8585
第二東京弁護士会	100-0013	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館9階	03-3581-2255
横浜弁護士会	231-0021	横浜市中区日本大通9	045-211-7707
埼玉弁護士会	330-0063	さいたま市浦和区高砂4-7-20	048-863-5255
千葉県弁護士会	260-0013	千葉市中央区中央4-13-9	043-227-8431
茨城県弁護士会	310-0062	水戸市大町2-2-75	029-221-3501
栃木県弁護士会	320-0845	宇都宮市明保野町1番6	028-689-9000
群馬弁護士会	371-0026	前橋市大手町3-6-6	027-233-4804
静岡県弁護士会	420-0853	静岡市葵区追手町10-80 静岡地方裁判所構内	054-252-0008
山梨県弁護士会	400-0032	甲府市中央1-8-7	055-235-7202
長野県弁護士会	380-0872	長野市妻科432	026-232-2104
新潟県弁護士会	951-8126	新潟市中央区学校町通1-1 新潟地方裁判所構内	025-222-5533
大阪弁護士会	530-0047	大阪市北区西天満1-12-5	06-6364-0251
京都弁護士会	604-0971	京都市中京区富小路通丸太町下ル	075-231-2378
兵庫県弁護士会	650-0016	神戸市中央区橘通1-4-3	078-341-7061
奈良弁護士会	630-8237	奈良市中筋町22番地の1	0742-22-2035
滋賀弁護士会	520-0051	大津市梅林1-3-3	077-522-2013
和歌山弁護士会	640-8144	和歌山市四番丁5	073-422-4580
愛知県弁護士会	460-0001	名古屋市中区三の丸1-4-2	052-203-1651
三重弁護士会	514-0032	津市中央3-23	059-228-2232
岐阜県弁護士会	500-8811	岐阜市端詰町22	058-265-0020
福井弁護士会	910-0004	福井市宝永4-3-1 三井生命ビル7階	0776-23-5255
金沢弁護士会	920-0912	金沢市大手町15-15 3階	076-221-0242
富山県弁護士会	930-0076	富山市长柄町3-4-1	076-421-4811
広島弁護士会	730-0012	広島市中区上八丁堀2-66	082-228-0230
山口県弁護士会	753-0045	山口市黄金町2-15	083-922-0087
岡山弁護士会	700-0807	岡山市北区南方1-8-29	086-223-4401
鳥取県弁護士会	680-0011	鳥取市東町2丁目221番地	0857-22-3912
島根県弁護士会	690-0886	松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル7階	0852-21-3225
福岡県弁護士会	810-0043	福岡市中央区城内1-1 裁判所合同庁舎構内	092-741-6416
佐賀県弁護士会	840-0833	佐賀市中の小路7-19 佐賀県弁護士会館	0952-24-3411
長崎県弁護士会	850-0875	長崎市栄町1-25 長崎MSビル4階	095-824-3903
大分県弁護士会	870-0047	大分市中島西1-3-14	097-536-1458
熊本県弁護士会	860-0078	熊本市中央区京町1-13-11	096-325-0913
鹿児島県弁護士会	892-0815	鹿児島市易居町2-3	099-226-3765
宮崎県弁護士会	880-0803	宮崎市旭1-8-28	0985-22-2466
沖縄弁護士会	900-0014	那霸市松尾2-2-26-6	098-865-3737
仙台弁護士会	980-0811	仙台市青葉区一番町2-9-18	022-223-1001
福島県弁護士会	960-8115	福島市山下町4-24	024-534-2334
山形県弁護士会	990-0042	山形市七日町2-7-10 NANA BEANS8階	023-622-2234
岩手弁護士会	020-0022	盛岡市大通1-2-1 サンビル2階	019-651-5095
秋田弁護士会	010-0951	秋田市山王6-2-7	018-862-3770
青森県弁護士会	030-0861	青森市長島1-3-1 日赤ビル5階	017-777-7285
札幌弁護士会	060-0001	札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館7階	011-281-2428
函館弁護士会	040-0031	函館市上新川町1-3	0138-41-0232
旭川弁護士会	070-0901	旭川市花咲町4	0166-51-9527
釧路弁護士会	085-0824	釧路市柏木町4-3	0154-41-0214
香川県弁護士会	760-0033	高松市丸の内2-22	087-822-3693
徳島弁護士会	770-0855	徳島市新蔵町1-31	088-652-5768
高知弁護士会	780-0928	高知市越前町1-5-7	088-872-0324
愛媛弁護士会	790-0001	松山市1番町3丁目3-3 菅井ニッセイビル9階	089-941-6279

2015年1月1日現在



2000年 8月1日発行
2005年 11月1日補訂
2007年 4月1日補訂
2008年 4月1日補訂
2009年 4月1日補訂
2010年 4月1日補訂
2012年 4月1日補訂
2015年 1月1日補訂

ひまわりはあなたのため咲いてます

日本弁護士連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
TEL 03(3580) 9841 FAX 03(3580) 2866
<http://www.nichibenren.or.jp>